

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会設置要綱
(設置)

第1条 当市における水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）のあり方に関し必要な事項を検討し、もって健全で持続可能な水道事業及び下水道事業を構築するため、佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

(1) 料金等のあり方（料金等の改定の有無、水準、今後の方向性等）に関する事項

(2) その他料金等に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 一般公募による市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、上下水道部経営企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和6年3月19日決裁佐水経第574号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。